訪問看護重要事項説明書

訪問看護契約書

2026/1/1　改

エデュコ訪問看護ステーション久留米

エデュコ訪問看護ステーション久留米（訪問看護重要事項説明書）

１．　訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

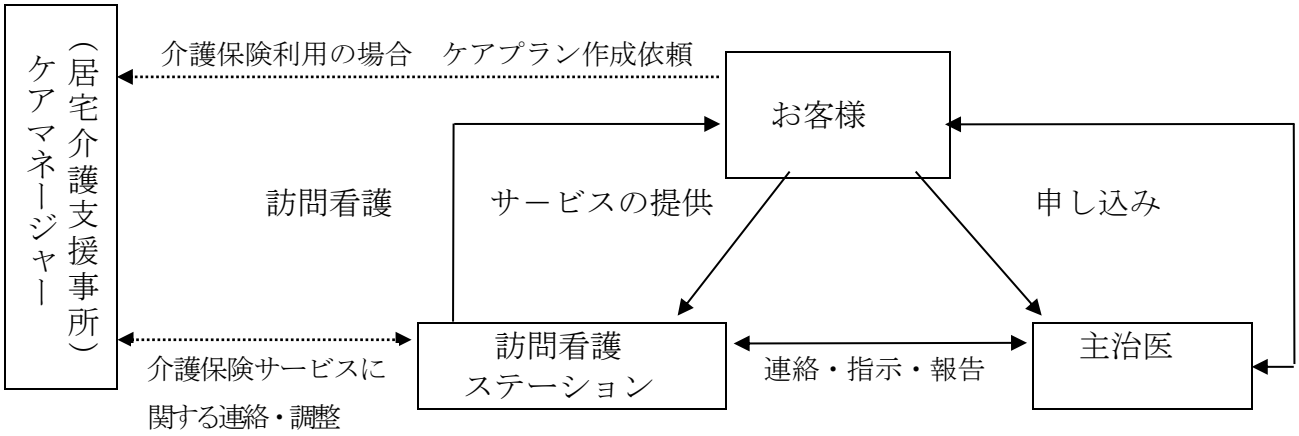

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険や医療保険で利用できます。主治医の治療方針（介護保険の利用者はケアプランと治療方針）に沿って看護計画を立てて、他のサービスとも連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

訪問看護をご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。主治医が作成した指示書は訪問看護ステーションに提供されます。それに対して訪問看護ステーションより、毎月訪問させていただいた利用者様の状態を訪問看護報告書に記載し主治医へ報告いたします。

２．訪問看護サービスの内容

⑴看護、介護の提供

① 病状の観察、全身状態のチェック
② 精神的なサポート
③ 作業療法
④ 床ずれの予防と処置
⑤ カテーテル等の交換、管理
⑥ 清潔の保持、入浴の介助
⑦ 食事指導・介助、排泄介助
⑧ ターミナル患者の看護
⑨ 認知症の看護指導
⑩ 記録

⑵リハビリテーションの実施指導

⑶家族への援助

①家族への介護指導、療養指導
②社会資源活用及び介護・福祉制度の活用

⑷指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

３．当事業所の営業時間

営業日	月曜日～土曜日	午前９時 00 分　～　午後 18 時 00 分
休　日	日曜日・祝日	〈特別訪問看護指示期間・医療的処置が必要な方〉
	その他の休日	８月 14～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

電話番号　：0942-64-9601

当ステーションは､年間を通して２４時間連絡･相談･状況により訪問の体制を設けております。

４．ご利用者様の負担金について

訪問看護利用料は介護保険法医療保険法で定められた報酬単位に基づいて算定されます。

⑴利用料

① 介護保険利用の場合・・要介護または要支援認定を受けられた方が受けられるサービス利用料は自己負担割合に応じた額となります。

②医療保険利用の場合・・特定疾患・障害者医療・被爆者医療等の免除者を除き、お手持ちの保険内容で自己負担が変わります。※別紙をご参照下さい。

⑵交通費

① 当ステーションでは交通費は頂いておりませんが実施地域を超えて遠方の場合は訪問出来ない事もあります。

② キャンセル料はいただいておりませんが､必ず訪問予定前日までに連絡をお願い致します。当日緊急時を除いてのキャンセルは１回につき移動代として 500 円徴収いたします。

５．ご利用にあたってのお願い

① 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

② 利用料は毎月１５日までに前月分の請求を行いますので２５日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、銀行引落となります。

③ 訪問は看護師が原則１人で伺います。

④ スタッフの利用者様宅での飲食は禁止させていただきます。

⑤ 交通状況により訪問時間が多少前後する事がございます。

⑥ 暴言・暴力・セクハラ行為、発言は訪問を中止させていただきます。

６．サービス内容に関する苦情の対応

⑴当事業所利用者の苦情の対応

当事業所の訪問看護サービスに関する苦情（相談）を承ります。

苦情相談窓口・・管理者　間　しおり

⑵関係市町村への苦情（相談）の対応

当事業所の提供地域の市役所・区役所へ苦情を伝えることができます。

⑶苦情処理体制・手順

① 苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接訪問する等して詳しい

事情を聞くとともに、担当者からも事情を聞いて対応させて頂きます。
②担当者や管理者を含めて検討した結果をご報告させて頂きます。

介護保険の方の苦情対応相談窓口

① エデュコ訪問看護ステーション久留米　管理者　間　しおり　　TEL：0942-64-9601
② 久留米市介護保険課　TEL：0942-30-9247
③ 筑後市高齢化支援課（介護保険・介護保険サービス担当）
④ 福岡県筑後市大字山ノ井 898　　TEL：0942-53-4115
⑤ 筑後市高齢化支援課（高齢者支援担当）　TEL：0942-53-4255
⑥ 広川町役場福祉課　TEL：0943-32-1111（代表）
⑦ 国民健康保険団体連合会総務部介護保険課　TEL:092－642－7859　FAX:092－642－7856
⑧ 佐賀県国民健康保険団体連合会　情報・介護課介護保険係（介護苦情処理）
TEL:0952-26-1477
⑨ 柳川市役所福祉課福祉総務係　TEL：0944-77-8512
⑩ 大川市役所健康課介護保険係　TEL：0944-85-5522
⑪ 大野城市すこやか福祉部すこやか長寿課地域包括支援センター　TEL：092-501-2306

７．事故発生時の対応

事故発生時の対応としての連絡体制をとっています。
① 当事業所から、かかりつけ医（主治医）へ報告し指示を受けます。
② 事業所から、居宅介護支援事業所への報告。
③ 療機関への受診等が必要な場合は、福岡市各区役所・各役場及び地域包括支援センターへの報告。

８．当事業所の職員体制

	資格（職種）	常　勤	非常勤	合　計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	管理業務
サービス提供者	看護師	3名	0名	3名	訪問看護
サービス提供者	作業療法士 言語聴覚士	1名 1名		1名 1名	訪問リハビリ
事務		0名	1名	1名	事務作業

９．株式会社　エデュコ　沿革

① 平成 30 年 5 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション博多、老人保険法に基づく指定を受ける
② 平成 30 年 5 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション博多、介護保険法の居宅サービス事業者の指定訪問看護ステーションとなる
③ 令和元年 8 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション中央（旧・ミント訪問看護ステーション）　福岡市中央区小笹に開設
④ 令和 2 年 10 月 1 日ルナソル相談支援事業所　福岡市中央区小笹に開設
⑤ 令和 3 年 8 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション東(旧・プレモ訪問看護ステーション）　福岡市東区下原に開設
⑥ 令和 5 年 1 月 1 日 e.nHOME 住宅型有料老人ホーム　福岡市博多区美野島に開設
⑦ 令和 5 年 1 月 1 日 e.n ヘルパーステーション　福岡市博多区美野島に開設
⑧ 令和 5 年 4 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション博多を博多区大井より博多区月隈に移転
⑨ 令和 5 年 5 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション久留米(旧・リアンド訪問看護ステーション）　久留米市津福本町に開設
⑩ 令和 5 年 8 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション佐賀　佐賀市新栄東に開設
⑪ 令和 6 年 11 月 30 日エデュコ訪問看護ステーション佐賀閉鎖
⑫ 令和 7 年 4 月 1 日エデュコ訪問看護ステーション博多サテライト　福岡市南区鶴田に開設
⑬ 令和 8 年 1 月 1 日博多サテライトをエデュコ訪問看護ステーション南として福岡市春日市平田台に開設

10. 当事業所（エデュコ訪問看護ステーション久留米）の概要及びサービス提供地域

事業所名	エデュコ訪問看護ステーション久留米
管理者名	間　しおり
所在地	〒830-0047　福岡県久留米市津福本町 1608-3　大橋ビル 201
種類	（介護予防）訪問看護
指定番号	4062791084
提供地域	第 8 条 通常の事業の実施地域は、ステーションが通常業務を行う地域は、久留米市とする。※近隣地域については応相談。

※利用者の方のご希望があれば、地域外の方でもご相談に応じることがあります。

11. 当株式会社の概要

名　称：株式会社　エデュコ
代表者：諏訪原 加奈子
所在地：福岡市博多区月隈 2 丁目 6 番 3 号　ＹＫフラット 2 号室
電　話：092-710-0928
ＦＡＸ：092-710-0929

〈当事業所の事業目的〉

株式会社エデュコが実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、療養生

活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

〈当事業所の運営方針〉

1. 本事業の運営方針は、以下のとおりとする。
   (1) 指定訪問看護等においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
   (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
   (3)利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
   (4) 指定訪問看護等の提供に当たっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
   (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
   (6) 指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
2. 指定訪問看護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
3. 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

「エデュコの理念」…『　共生・希望・自律　』

1. 皆様に必要とされ選んでいただけるような共生型・包括的なサービス を提供します。

2. すべての人に幸せと健康を届けられる会社を目指します。

3. あらゆる行動を通じてエデュコの価値を創出し続けます。

その他

サービス提供者の変更	変更を希望される場合はお申出ください。
サービス提供者の研修	年１回、学会発表、月１回知識向上の学習・教育